

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を高め株主・取引先・従業員の期待に応えるため、企業倫理を確立し経営の透明性を確保するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築・維持することを経営上の最重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンス上それを監視できる体制を構築しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

全ての基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友商事株式会社	1,200,000	10.89
日鉄ステンレス株式会社	696,000	6.32
三井物産スチール株式会社	368,000	3.34
株式会社メタルワン	349,750	3.17
大同特殊鋼株式会社	316,000	2.87
MSIP CLIENT SECURITIES	280,135	2.54
岸本則之	271,600	2.47
第一生命保険株式会社	268,000	2.43
株式会社みずほ銀行	235,000	2.13
UEX社員持株会	197,640	1.79

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊藤哲夫	その他											○
小佐井優	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤哲夫	○	――	伊藤氏は、長年に亘り環境省において要職を歴任し、内閣官房参事官の経験もあり、環境行政の豊富なキャリアと幅広い見識を有しております。当社の経営方針及び業務執行の妥当性・適正性を確保するために、その経験と見識を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行してきていることなどから適任であると判断したためです。また、同氏と当社との間に重要性がある取引等はありません。したがって同氏は一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に適任と判断しております。

小佐井優	○	——	小佐井氏は、当社の主要株主の子会社において代表取締役社長を務め、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に係る助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社の間に重要性がある取引等はありません。したがって同氏は一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に適任と判断しております。
------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人による監査報告書の提出のほか、必要に応じ都度意見交換が行われている。
内部監査室長は月に1回の監査役会に出席しており、監査役と十分な意見交換をしている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
二宮茂明	その他													○
寺井亨	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

二宮茂明	○	——	二宮氏は長年に亘り財務省において要職を歴任し、財務行政の豊富なキャリアと幅広い知識を有しております。また、金融機関における企業経営者としての幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。また、同氏と当社との間に重要性がある取引等はありません。したがって同氏は一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に適任と判断しております。
寺井亨	○	——	寺井氏は当社の取引先の出身者ですが、当社との商取引には直接影響力を持たず、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を当社の事業全般の監査に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏は同行勤務期間中、一度も当社と取引関係のある部署に所属しておらず、当社の経営陣から独立した立場で取締役会・監査役会等で意見表明をしていることから、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬に関しては、短期的な業績連動型がふさわしいとは考えられないため、ストックオプション制度は、当社の資本政策と相入れないため。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

開示手段: 有価証券報告書
開示状況: 全取締役の総額を表示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役を支払った報酬 173.5百万円

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、令和3年2月19日開催の取締役会において取締役の報酬等の決定に関する基本方針を以下のとおり定めております。

1. 取締役の個人別の報酬等(定額報酬等)の決定に関する方針

- イ) 取締役の報酬額の決定にあたっては、優秀な人材の確保と継続的な企業価値の向上に対する動機付けに配慮のうえ、会社業績、職責等を総合的に勘案するものとし、取締役会において定めた「取締役及び名誉会長規則」に則り、取締役社長が決定する。
- ロ) 取締役の個人別報酬額は、以下のとおりとし総額において株主総会が決定した限度内とする。

取締役社長	年額1億円以内
取締役会長	年額6千万円以内
役付執行役員を兼務する取締役	年額6千万円以内
その他の取締役	年額3千万円以内

2. 業務指標を基礎として算定される報酬等(業績連動報酬等)

定めない。

3. 非金銭報酬等

業務上の必要により取締役に社宅を貸与する場合、第53回定時株主総会の決議にもとづき、社宅賃借料と社宅使用料の差額合計額は年額4百万円以内とする。

4. 報酬等の額の割合

非金銭報酬等は別枠とし、定額報酬等と業績連動報酬等との割合は10対0とする。

5. 報酬等を与える時期又は条件

取締役の報酬は月例報酬のみとし、毎月従業員に対する給与支給日に支給する。

6. 委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定を次の者に委任する。

- イ) 委任を受ける者 代表取締役社長 岸本則之
- ロ) 委任する権限の内容 株主総会が決定した報酬総額の限度内における、取締役の個人別報酬等の決定に関する一切の事項
- ハ) 委任が適切に行きわたるようにするための措置 決定した内容を社外取締役で構成する検証委員会に報告する

7. 付帯事項

業務執行にあたる取締役に「UEX役員持株会」への入会を推奨し、取締役による自社株式保有の促進を図る。

判断理由

- イ) 取締役の個人別の報酬等の内容が上記基本方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
当事業年度の個人別の報酬等については令和2年6月に取締役会決議で一任された代表取締役が決定しておりますが、決定内容を上記基本方針決定後に検証委員会に報告し、同委員会から基本方針に沿うものであるとの判断を得ております。
- ロ) 取締役の個人別の報酬等の決定を代表取締役社長に委任する理由
取締役会が定めた基本方針の限度内において内容の決定を代表取締役に一任することにより業務の適正かつ円滑な運営が期待できると判断したためであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、総務部が窓口となり、依頼内容に応じ都度担当者がサポートできる体制となっている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会設置会社であり、監査役制度を採用しております。

取締役は5名のうち2名を社外取締役に、監査役は3名のうち2名を社外監査役に選任しております。

取締役会は定例的に月1回、また必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項を審議し決定しております。取締役会には監査役3名(全員)も出席し、取締役の職務執行を監査しております。経営会議は取締役5名及び取締役を除く執行役員9名によって構成され、定例的に月1回、また必要に応じて臨時に開催しております。経営会議は、取締役会に提案すべき事項その他経営上重要な事項を協議・決定するほか、構成員から業務執行上の報告を受け、構成員相互の情報連絡を図っております。また、経営会議には監査役3名(全員)も出席し、経営に関する意見交換を行っております。

また、当社は取締役の責任を明確化するため平成25年6月に取締役の任期を2年から1年に変更するとともに、取締役会長、取締役社長以外の役付取締役を廃止し、業務執行にあたる役付役員を執行役員の中から選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社の機関として、取締役会、監査役会を設けるとともに、会社の業務執行に関する協議・決定機関として、経営会議を設置しております。当社の規模、事業内容その他から検討した結果、監査役会設置会社が投資家からの信任獲得のために適した会社形態と判断し現在の体制を選択しております。また、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、2名の社外取締役を選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(6月、11月頃)開催、当該期業績の解説と今後の業績見通しを説明	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営企画部 情報取扱責任者:執行役員 経営企画部長 秀高 雅紀	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

・内部統制システム整備に関する基本方針

当社は、「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)整備に関する基本方針」を取締役会において決議しており、その内容は次のとおりです。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び名誉会長は、法令及び定款を遵守することは当然のこととして、取締役及び名誉会長規則に従い、企業倫理を遵守し、率先垂範し、忠実にその職務を遂行する。また、当社は、執行役員制を導入しており、当社の執行役員は、執行役員規則に従い、取締役同様に法令、定款及び企業倫理を遵守し忠実にその職務を遂行する。

当社の使用人は、就業規則に従い、法令及び定款を遵守し、自己の職務に対し責任を重んじ業務に精励するとともに、社内の秩序の維持に努力する。

社長直属の内部監査室を設置し、取締役及び使用人の業務状況に対し内部牽制機能を持たせる。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例的に月1回、また必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議し決定する。また、当社は業務執行体制を強化し責任の明確化を図るため、執行役員制を導入しており、執行役員は代表取締役社長の指揮・命令のもとで担当部門の全般的執行方針を策定し、その執行・管理にあたる。取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を設置し、取締役会に提案すべき事項その他経営上重要な事項を協議・決定する。

社内規程により、各部門の職務分掌や業務権限の明確化を図り、合理的かつ適切な業務手続を定める。また、コンプライアンスの強化及び業務の効率化を図るため、常に業務システムの見直しを行い適切な対応を行う。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び経営会議における取締役の職務執行・意思決定に関する情報は、議事録として保存及び管理する。また、法令及び文書管理規程に基づき、各々の担当職務に従い適切に文書などの保存及び管理を行う。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス・与信・財務などに係るリスク管理のため社内規程を整備し、各部門はその社内規程に従い、業務を遂行する。そのなかで専門的立場からリスクと認識する事項を発見した場合には、速やかに経営会議に報告し、経営会議は当該事項について多面的に検討し、適切な対策を決定する。

(5) 当社企業集団における業務の適正化を確保するための体制

当社企業集団として業務の適正と業務効率性を確保するために、関係会社規程を整備し、運用するとともに、関係会社の取締役及び監査役に当社の取締役又は使用人が就任し、管理体制の向上を図る。また、定例的に月1回、当社取締役と関係会社代表が出席する関係会社会議を開催し、各関係会社の業績及び業務執行状況を把握するとともに、当社と各関係会社との間で情報及び意見の交換を行う。

関係会社の業務執行状況を経営会議に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役スタッフを置くこととし、その任命・異動・考課などについては、監査役と意見調整を行う。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役は、当社に対し職務の執行上必要となる費用等について前払及び償還を受けることができる。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、以下の体制を整える。

- ・経営会議に常勤監査役の出席を求める
- ・関係会社会議に常勤監査役の出席を求める
- ・定期的に監査役と内部監査室が情報及び意見交換を行う
- ・会計監査人から監査役に対し会計監査内容について説明を行う
- ・全ての稟議書を監査役の閲覧に付する
- ・通知・報告したことを理由として、通知・報告者に不利な取扱いをすることを禁止する

・内部統制システムの整備・運用状況

上記の基本方針に基づき、第67期における内部統制システムの取組につきましては、内部統制委員会(6月、9月、12月、3月)とリスク管理委員会(9月)及びコンプライアンス委員会(8月、2月)を開催しております。

また、財務報告に係る内部統制につきましては、その評価実施計画につき取締役会の承認を得て実行し、整備・運用状況を取締役会に報告しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、取締役会において次のとおり基本方針を決議しております。

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の取引関係を遮断し、反社会的勢力による不当な要求等は断固拒絶する。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(以下、「特防連」)に加盟し、特防連等が開催する研修会等に総務部担当者を参

加させ情報の収集、一元管理を行っております。また、所轄警察等との連携を図り、反社会的勢力からの不当な要求等に対し組織的に対応することとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

< 適時開示体制の概要 >

当社の会社情報の適時開示に関わる社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 決定事実に関する情報開示

当社及び当社子会社に関わる適時開示の対象となる決定事実につきましては、社内規程に従って取締役会または経営会議にて決定、報告されており、その後、東京証券取引所の有価証券上場規程に従って開示しております。

2. 発生事実に関する情報開示

当社及び当社社会社に関わる適時開示の対象となる発生事実につきましては、発生後速やかに、東京証券取引所の有価証券上場規程に従って開示しております。

3. 決算に関する情報開示

決算情報につきましては、社内規程に従って取締役会等への付議・報告の手続きを経て、その後、東京証券取引所の有価証券上場規程に従って開示しております。

上記のいずれの情報開示につきましても、執行役員 経営企画部長（東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく情報取扱責任者）の責任のもと、適時開示を行っております。

また、同開示の際には、当社ホームページへの掲載も行っております。

